

## 非上場株式の物納、金庫株制度

OAG 税理士法人

税理士：奥田周年

( E s s e n c e )

1. 平成18年4月1日以後に相続の発生した場合、改正後の物納制度の適用を受ける。
2. 物納の要件である金銭納付困難理由が法令化され、その適用が厳格化された。
3. 非上場株式は、譲渡制限を解除すれば物納適格財産に該当する。
4. 収納後の非上場株式は、一般競争入札により処分されるが、買受を希望すれば随意契約により発行法人などが買取ること可能である。
5. 物納の要件の厳格化に伴い、発行法人が自己株式を買い取る金庫株制度の活用も納税の選択肢に加える。

### はじめに

非上場会社のオーナーに相続の発生した場合、相続財産のほとんどが非上場会社の株式やその会社への貸付金であるケースが多い。

相続対策として、株価の低い時期に後継者へ非上場株式を移転済みであればよいが、株価の高い時期に相続が発生した場合は、その納税資金の捻出に苦慮するケースが多い。

平成18年の税制改正により、非上場株式の物納の内容が明確化され、物納不適格財産以外であれば物納が可能となった。

また、会社法の制定により、相続による自己株式の取得について、その相続人がその株式に基づく議決権を行使していなければ、他の株主は売主追加請求権を行使できないこと

になり、主宰者であるオーナー一族にとっては、金庫株制度を利用しやすくなった。

以上の点をふまえて、非上場会社のオーナーに相続が発生した場合の相続税の納税方法として、非上場株式の物納について検討する。

### 1. 新しい物納制度の概要

相続税の納税方法は、金銭一括納付、分割払い(延納)、物納があり、物納は、延納によっても金銭納付の困難な場合に限り認められる。

物納の選択には、物納申請書を提出する必要がある、その提出期限は、期限内申告の場合は申告期限、修正申告の場合は申告書の提出日、更正又は決定を受けた場合は、その日の翌日から1月を経過する日である。

物納の要件は、以下の4つを満たす必要がある。

(1) 延納によっても金銭納付が困難な金額を限度とすること

物納は、延納によっても金銭納付が困難な金額を限度として許可される。

その限度額は、次の算式で計算され、相続した現金・預金等のほか、納税者の固有の現金・預貯金等、納税者(1月当り10万円)と扶養親族(1月当り4.5万円)の生活費及び事業経費を考慮して計算する(相基通41-1)。

#### 算式

物納許可限度額 = a - {b - c + d}

a 延納許可限度額

b 延納で納付できる金額

(ア - イ - ウ) × 最長延納期間

ア 年間収入金額

前年の収入金額(給与所得者の場

合は、前年の給与の支給額)

イ 申請者が負担する生活費の額(1年分)

ウ 事業経費

c 申請者が負担する3ヶ月分の生活費の額  
+ 当面の事業経費として1ヶ月分の額

d 臨時収入の額 - 臨時支出の額

(2) 物納申請財産は、定められた財産及び順位に従っていること

物納財産の種類及びその優先順位は、次のとおりである(相法41第2項)。

	順番	
第一順位	1	国債、地方債、不動産、船舶
	2	不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第二順位	3	社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	4	株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第三順位	5	動産

物納劣後財産とは、物納に充てることのできる財産のうち、上記各順位ごとに、売却し難い財産として指定された財産をいう。

物納劣後財産は、適当な価額のものがないなどその他に物納に充てる財産のない場合に限り、収納される(相法41第4項)。

なお、物納劣後財産に該当する株式は、事業の休止(一時的な休止を除く)をしている法人の株式をいう(相令19十三)。

(3) 物納申請書及び必要書類を期限までに提出すること

下記2.参照

(4) 物納適格財産であること

管理処分不能財産は、物納不適格財産に該当する。

その詳細のうち、株式に該当する部分は以下のとおりとなる。

譲渡に関して証券取引法その他の法令の規定により一定の手続が定められている株式で、その手続きがとられていないものとして右のもの	1. 物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合(証取法4第1項(有価証券の売出し)の届出及び同法15第2項(目論見書の交付)の目論見書(同法2第10項(定義)に規定する目論見書をいう)の交付が必要とされる場合に限る)において、その届出に係る書類及びその目論見書の提出がされる見込みがないもの
	2. 物納財産である株式を一般競争入札により売却することとした場合(証取法第4条第5項の通知書の提出及び目論見書の交付が必要とされる場合に限る)において、その通知書及び目論見書の提出がされる見込みがないもの
譲渡制限株式	-
質権その他の担保権の目的となっている株式	-
権利の帰属について争いがある株式	-
2以上の者の共有に属する株式(共有者の全員がその株式について物納の許可を申請する場合を除く)	-
その財産の性質が不動産及び株式に準ずるものとして税務署長が認めるもの	-

(相令18二、相規21第10項)

**参考** 譲渡制限株式の物納

ア. 譲渡制限株式の物納

発行済株式の全てについて発行会社の承認を要する旨を定款で定めている会社の株式については、物納不適格とされ、それ以外の株式については、物納が認められる（相令18二口）。

ただし、譲渡制限株式であっても、譲渡制限の解除手続きを行った場合には、議事録、株式譲渡承認請求書、株式譲渡承諾書などの書類を提出することにより、物納適格財産となる。

#### イ．譲渡制限株式の承認機関

譲渡制限株式について譲渡を行う場合、承認機関は、株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）である。

また、定款に次のような内容を定めることも可能である（会社法107、127、136、139第1項）。

- ・ 株主間の譲渡の場合は承認不要である旨
- ・ 株主又は従業員等に対する譲渡の場合には承認不要である旨
- ・ 取締役会設置会社でも承認機関を株主総会である旨

## 2．非上場株式を物納する場合の手続き

### (1) 物納申請書の提出期限

物納申請をする場合は、物納申請書及び必要書類を納期限又は納付すべき日までに、被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出する必要がある（相法42第1項）。

具体的な提出期限は、以下のとおりである。

#### ア．期限内申告の場合

申告期限

#### イ．期限後申告又は修正申告の場合

申告書の提出日

#### ウ．更正又は決定を受けた場合

更正通知書又は決定通知書の発せられた日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日

### (2) 提出書類の一覧

物納申請に伴い提出する書類のうち、非上場株式を物納する場合の書類は以下のとおりである。

#### ア．物納申請関係

- ・ 物納申請書
- ・ 物納財産目録
- ・ 金銭納付を困難とする理由書
- ・ 他に適用な財産がないことについての申請書（物納劣後財産を物納申請する場合）
- ・ 物納手続関係書類提出期限延長届出書

物納手続関係書類は、提出期限までに提出しなければならないが、事情によって期限までに提出できない場合もある。

このような場合は、物納手続関係書類提出期限延長届出書を、提出期限までに提出することにより、3ヶ月の範囲内の日を限度として提出期限を延長することができる。

なお、この届出書の提出回数に制限がないため、最長1年まで何回でも提出することができる。

#### イ．物納手続関係書類

非上場株式の物納に必要なとされる物納手続関係書類は、以下のとおりである（相規22第2項五）。

- a) 発行法人の登記事項証明書
- b) 発行会社の決算書（直近2期分）
- c) 株主名簿
- d) 物納財産売却手続書類提出等確約書
- ・ 証券取引法その他の法令の規定により一般競争入札に際し必要なものとして定められている書類を発行会社が税務署長に求められてから6月以内に提出すること

- ・ 株式の価額を算定する上で必要な書類を速やかに提出すること

(3) 不足書類又は書類の訂正の必要な場合

ア．補完通知書の送付

物納申請書及び物納手続関係書類について、申請期限までに提出した書類に不備があった場合又は不足があった場合には、税務署長は、その訂正又は追加提出の提出を求める補完通知書を送付する（相法42第9項）。

この通知書の送付を受けた場合には、補完期限までに（その通知を受けた日の翌日から20日以内）に、その書類を提出しなければならない。

イ．補完期限の延長

補完期限までに、提出書類の訂正又は追加提出のできない場合には、補完期限までに「物納手続関係書類補完期限延長届出書」を提出すれば、補完期限を3ヶ月の範囲を限度として延長することができる。

なお、この補完期限は、補完通知を受けた日の翌日から最長1年を限度として、延長することが可能である。

ただし、補完期限までに「物納手続関係書類補完期限延長届出書」を提出しない場合は、物納申請は取り下げたものとみなされる（相法42第10項）。

(4) 収納のために措置を必要とする場合

ア．措置通知書の送付

物納財産の収納にあたり措置を必要とする場合には、税務署長は、その措置を求める措置通知書を送付する（相法42第19項、42第20項）。

この通知書の送付を受けた場合には、その期限までにその措置を実施しなければならない。

イ．措置期限の延長

措置期限までに、措置の実施のできない場合には、措置期限までに「収納関係措置期限延長届出書」を提出すれば、措置期限を3ヶ月の範囲を限度として延長することができる。

なお、この措置期限は、措置通知を受けた日の翌日から最長1年を限度として、延長することが可能である。

ただし、措置期限までに「収納関係措置期限延長届出書」を提出しない場合は、税務署長は却下することができる（相法42第21項）。

(5) 条件付許可

物納財産の性質その他の事情により必要な場合は、税務署長は一定の条件をつけて物納を許可することができる（相法42第27項、相規22第2項五二）。

条件付許可により物納した場合は、通知書に記載された期限までに、その条件を履行しなければならない。

その期限までに、その条件が履行されない場合には、通知日から5年以内に限り物納許可が取り消される（相法48第1項、第2項）。

物納の許可が取り消された場合には、その税額を納付するとともに、許可された日の翌日から許可取消の日までの利子税（原則年7.3%とし公定歩合の特例により変動する）と許可取消の日の翌日から完納の日までに延滞税を納めなければならない。

【物納許可条件】

区分	許可条件
物納許可後、物納財産の収納のために必要な所有権移転手続きを必要とする場合	有価証券の名義変更及び引渡しを行うこと
取引相場のない株式の物納を許可する場合	物納財産の収納後に一般競争入札によりその株式を売却する場合に、売却に必要な有価証券届出書等を提出すること

(相基通42-14)

3. 非上場株式の収納後の手続き

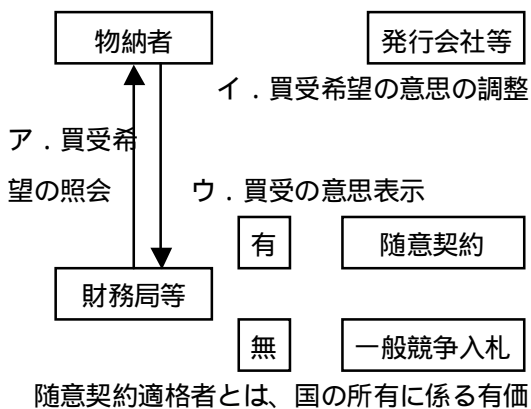
国が非上場株式を収納した場合、速やかに処分して換価するが、その流れは以下のとおりである。

(1) 収納後の非上場株式の処分の流れ

収納後の非上場株式は、原則として競争契約により処分することとするが、特別な事情がある場合には、随意契約により処分することができることとされている(物納有価証券に関する事務取扱要領第六1(2))。

随意契約により処分することのできる場合とは、非上場株式の売払いに係る随意契約適格者から買受意向が表示されているものをいい、それ以外は、速やかに一般競争入札により処分するものとされる(事務取扱要領第六2(2))。

【収納された株式の処分方法の決定過程】



証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、その有価証券を発行した会社の経営の安定を阻害するおそれがある場合において、次に掲げる者をいう。

- ・ その有価証券を発行した法人並びにその法人の主要株主(発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。)役員及び従業員に売払うとき
- ・ その法人の発行した株式を国に物納した者に対し、その物納した株式数を超えない範囲で売払うとき
- ・ その法人の主要な業務について、現に継続的取引関係にある者に売払うとき

参照

平成13年10月29日付財理第3660号「財務省所管一般会計所属普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について」

(2) 随意契約の場合

ア. 買受希望の確認

国は収納後、納税者に対し、収納日から起算して1ヶ月以内を回答期限として、「国所有株式の買受希望に関する照会について(第18-1号様式)」を通知し、買受希望の有無を確認し、買受希望のない場合は、一般競争入札の手続きがとられる。

一般競争入札の場合、上記2(5)の条件付許可による書類を最長5年間、提出する必要がある。

買受希望は納税者本人だけでなく、上記(1)による随意契約適格者も回答することが可能であり、「回答書(別紙第18-2号様式)」により、購入の時期、数量、購入資金の調達方法などの購入計画を確認する。

#### イ．購入時期

購入時期は、原則として、収納日から1年以内とするが、一時に買い戻すことが困難であり、将来の買受けが確実に見込まれる場合に限り、分割購入が認められる。

この場合の分割購入の期間は、3年以内を原則とする。

#### ウ．買受価格

買受価格は、買受時点での時価となり、「物納等有価証券売却評価基準について（平成13年3月30日付財理1300号）」に定める基準価格を時価とする（評価基準第2）。

評価方法は、原則として財産評価基本通達

に基づき、相続税により収納した際の収納価格を決定した方式（相続税が課税された際の評価方式）と同一の方法による。

ただし、財務局長等はその発行会社の実態をみた上で、上記の方法により評価することが実情にそぐわないと認められる場合又は買受希望者から上記の方法によることが実情にそぐわない疑いが強いとの意見があってその疑いについて相応の合理性が認められる場合は、「民間精通者による鑑定評価」によることもできる（評価基準第5、第9）。

第18-1号様式

発 遣 番 号

平 成 年 月 日

物納者

（物納随契適格者）殿

財務（支）局（事務所）長

国所有株式の買受希望に関する照会について

当（支）局（事務所）で所有している下記株式について、買受けの御希望の有無を確認したいので、同封の回答書により平成 年 月 日までに返送して下さい。

なお、国からの買受価格については、物納財産における収納価格を目安としてください（実際の買受価格は、買受時点での時価となります）。

また、御希望のない場合には、一般競争入札による売却手続きに移行することになりますので、その旨、申し添えます。

記

1 銘柄 株式会社株式

2 数量 株

（注）

1 会社の役員、従業員及び取引先に対して買受希望を照会する場合には、代表者に一括して行うこととし、役員、従業員及び取引先への周知と取りまとめを併せて依頼するものとする。

2 株主への照会については、持株率が10%以上のものに対して行うものとする。

第18 - 2号様式

平成 年 月 日

財務(支)局(事務所)長 殿

回答者 住所

氏名

回答書

平成 年 月 日付 号で照会がありました物納株式の買受希望については、下記のとおり回答します。

記

- 1 買受を希望します。
  - (1) 買受時期
  - (2) 買受数量
  - (3) 購入資金の手当方法
- 2 買受を希望しません

#### 4. 相続税の納税資金対策としての金庫株制度の活用

非上場株式を相続税の納税資金として活用する場合は、相続税の物納制度を利用する方法のほか、その株式を発行法人に直接売却する方法がある。

相続税の物納制度の改正により、金銭等による納付困難の判定要件が法令化され、その審査が厳密になり、物納の要件そのものを満たさないケースも想定される。

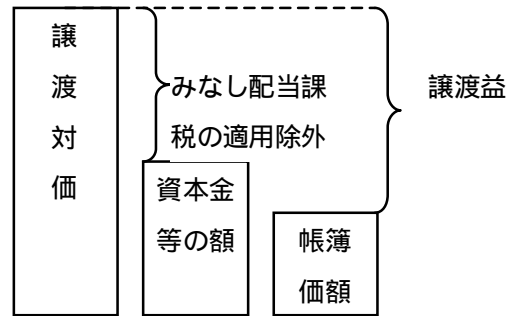
このようなケースに備えて、発行法人に直接売却する方法を検討する。

(1) 非上場株式を発行法人へ譲渡した場合の所得税の特例

##### ア. みなし配当の特例

非上場株式を発行法人へ譲渡した場合、発行法人から交付を受けた金銭の額が、その発行法人の資本金等の金額のうち、その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当として総合課税により所得税を計算する(所法25第1項)。

しかし、相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産を取得した個人が、その相続について相続税が発生した場合は、その相続開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、相続により取得した非上場株式を発行法人に売却した場合は、譲渡所得として分離課税により所得税を計算する(措法9の7)。



会社法施行後は、有限会社も可。

##### イ. 相続税の取得費加算の特例

相続又は遺贈(死因贈与を含む)により財産の取得をした個人が、その相続について相続税が発生し、その相続開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、その相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産を売却した場合は、相続税額のうちその売却した非上場株式の課税価格に対応する部分の金額を、譲渡益から控除することができる(措法39)。

(2) 金庫株制度の留意点(自己株式取得に関する規制)

金庫株制度を利用する場合、取得方法と財源について会社法の規制がある。

##### ア. 取得方法に関する規制

発行法人が特定の者から自己株式を取得する場合、株主総会(臨時株主総会を含む)による特別決議が必要である(会社法156第1項、160第1項、309第2項二)。

発行法人が特定の者から自己株式を取得する場合、他の株主は自己を売主に加えるように売主追加請求権を行使することができる(会社法160第3項)。

ただし、株式を相続した相続人から買い取る場合、相続人が株式を相続後、その株式に基づく議決権を行使していないときは、他の

株主は売主追加請求権を行使することができない(会社法162)。

#### イ．財源に関する規制

発行法人が自己株式を買い取る場合、その買取りは分配可能利益の範囲内に限定される(会461第1項五)。

#### (3) 金庫株制度を相続税の納税に活用できるケース

##### ア．相続で取得した非上場株式を発行法人へ売却する場合

相続で取得した非上場株式を発行法人へ売却し、その売却代金で相続税を納付する場合、所得税は、譲渡所得として住民税を含めて20%の分離課税であるとともに、相続税の取得費加算の特例も適用でき、相続以外で金庫株制度を利用するより、税制のメリットを受けることができる。

#### 例

非上場株式の譲渡対価2,000万円、総合課税の税率40%、取得費加算できる金額500万円と想定した場合の、相続で金庫株制度を利用するケース、相続以外で金庫株制度を利用するケースの税額を試算する。

#### 【所得税の試算】

- ・ 相続で金庫株制度を利用するケース  
 $(2,000万円 - 2,000万円 \times 5\% - 500万円) \times 15\% = 210万円$
- ・ 相続以外で金庫株制度を利用するケース  
 $2,000万円 \times 40\% = 800万円$

また、物納をする際の要件の一つである金銭納付困難理由の判定が厳密になったため、この要件を満たさないような場合には、有効な方法である。

##### イ．相続で取得した非上場株式を物納後、発行法人が買い取る場合

相続税の申告期限で、個人には納税資金がなく、また発行法人も買取資金の不足するよ

うな場合、非上場株式を物納する方法が考えられる。

その後、発行法人に買取資金が調達でき、分配可能利益があれば、発行法人が国から自己株式を買い取ることができる。

この場合は、最終的にア．と同様に発行法人は自己株式を取得することになるが、国への物納は所得税上非課税とされているため、相続人の所得税の課税関係について考慮する必要がない。

#### まとめ

非上場会社のオーナーの相続に際し、その相続税の納税原資として、会社からの死亡退職金の支給や金庫株制度の利用のほか、昨年の税制改正により物納も選択肢の一つに加わった。

しかし、その相続税の納税手段としてその会社の株式を充当する場合、発行法人が直接自己株式を買い取るケースでは、相続税の申告期限までに、相続人が物納後、発行法人が買い取るケースでは、その買受時期までに、買取資金の準備が必要となる。

事前の相続対策では、納税資金対策として、個人だけでなく、会社の財産内容も含めて検討に加える必要がある。

円滑な事業承継には、早い準備をお勧めする。